

アウトドアアクティビティ体験型観光コンテンツ造成業務 仕様書

1 委託業務の名称

アウトドアアクティビティ体験型観光コンテンツ造成業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 委託業務の目的

宮城県大崎地域（以下「当地域」という。）の観光は、1年を通じて楽しめる豊かな自然という当地域の強みを生かし切れていないため、観光客は10月及び11月の紅葉時期に集中し、6月から8月までの夏期、1月及び2月の冬期は閑散期となっている。また、国内有数の温泉地をはじめ多様な観光資源を有するにもかかわらず、当地域を訪れる観光客の9割が日帰り客で、宿泊する観光客は少ないことも課題である。

宮城県北部地方振興事務所（以下「発注者」という。）では、当地域内の宿泊施設への宿泊を軸に、当地域内の豊富な自然を活かし、初心者から上級者までが楽しめるアウトドア体験型観光コンテンツを造成することにより、夏期及び冬期の閑散期における誘客並びに秋期繁忙期における滞在の質的向上を進めることとしている。

本事業は、当地域内の宿泊拠点を軸とした、トレッキング、ウォータースポーツ、自然観察等のアウトドア体験型観光コンテンツを集中的に磨き上げ、『泊まらなければ成立しない特別な体験』を提供することで、これまで日帰りや通過型に留まっていたアウトドア志向層の宿泊観光客への転換、自然体験型観光を求めるインバウンドの取り込みを図り、当地域をフィールドとしたアウトドアアクティビティ体験を伴う周遊・滞在型観光モデルを構築し定着させることで、宿泊観光客数の持続的な増加を図ることを目的とする。

そのため、既存の観光資源や体験プログラムを有効活用しながら、宿泊や交通等を組み合わせることで高付加価値化を図るとともに、当地域の行政、観光関連団体、地元関連事業者（既存のアクティビティ事業者等）が密接に連携し中心となって、本業務によって造成したコンテンツを実施できる体制を構築する。

令和8年度はコンテンツの磨き上げ（パッケージ化）及びモニターツアーによる検証、受入態勢の整備に注力し、令和9年度以降の本格的な市場投入と自走化に向けた基盤を固めるものとする。

4 委託業務の内容

下記（1）～（6）のとおり、事業実施に係る一切の業務を行うこと。

主なターゲットは県内外のアウトドアアクティビティや自然観察に興味のあるユーザー及び欧米豪を中心とした訪日外国人旅行者（インバウンド）とする。実施にあたってはアウトドア体験及び当地域内への宿泊の他に、地元食材ガストロノミー、まち歩き、ナイトコンテンツといった複数の体験プログラムを掛け合わせた手法を心掛け、幅広い層へ訴求することによる相乗効果を狙うこと。

また、県外からの誘客促進につなげるため、他地域との差別化を図りつつ、当地域でしか体験できない観光コンテンツとして、高い話題性や発信力が期待できる内容とし、併せて、地域内での収益循環型モデルの構築を見据えた継続的な事業展開に関する方針を提示すること。

なお、本業務における「コンテンツ造成」とは、必ずしも新規のアクティビティ事業を立ち上げることを意味するものではなく、地域内に既に存在する体験プログラムや観光資源を発掘し、ターゲットのニーズに合わせてアレンジ（時間帯の変更、食事や宿泊とのセット化、ガイドによるストーリー付加等）を加えることで、旅行商品として磨き上げることを指す。

実施時期については、閑散期である「夏期」「冬期」の底上げを基本としつつ、最も集客力のある「秋期」についても、早朝・夜間等の活用により日帰り客を宿泊へ誘導する高付加価値なコンテンツ提案であれば、積極的に取り入れることとする（強みの強化）。

本業務は単なる観光コンテンツの造成に留まらず、令和9年度からの本格的な販売開始を見据え、商品としての完成度を高めるための実証（モニターツアー等）を行い、参加者の満足度や運用面の課題を検証すること。この際、実施するモニターツアー等は原則として有料（参加者負担）とし、市場価格での受容性を検討すること。ただし、モニター特別価格として設定する場合の差額補填や、アンケート協力謝礼等のインセンティブ付与については、本業務の委託費の範囲内で実施して差し支えない。

さらに、当地域が有する多様な観光資源（温泉、鉄道、食、伝統工芸等）の既存のコアなファン層（ロイヤルカスタマー）を、本事業のアウトドアコンテンツの理解者・発信者として巻き込む仕組み（ファンコミュニティの活用やアンバサダー制度等）についても検討し、提案に盛り込むことを期待する。

(1) グリーンシーズン（夏・秋）のアウトドアアクティビティ・宿泊誘導型コンテンツの造成
以下のイ～ハのいずれかのテーマでアウトドア体験型観光コンテンツを造成すること。

イ トレッキング

当地域内の低山や丘陵地等をフィールドとして、初級者から中級者までを対象とした半日から1日型のプログラムを含むトレッキングツアーを造成する。トレッキングガイドの同行、安全管理体制の明確化を必須とし、早朝開始又は夕方以降終了とすることで、前泊・後泊を必要とする宿泊誘導型商品の構築を行う。

特に秋季においては、キャンプ体験などのほか、混雑する日中を避けた「早朝の絶景」や「夕暮れ時の静寂」など、宿泊者限定の特別な体験を提供することで、既存の日帰り登山客の宿泊転換を図る提案を期待する。

ロ ウォータースポーツ

当地域内の湖沼・河川等を活用したSUP、カヤック、シャワークライミング（沢登り）等、水面や水辺での体験が可能なツアーを造成する。地域内の既存事業者やガイドと連携し、安全講習を行うほか、ツアー参加者の着替えや休憩が可能な場所の確保も行う。これらを『水面(辺)体験+温泉+夕食』として一体化し、日帰りでは完結しない宿泊型商品の構築を行う。

ハ 自然観察

夜間又は早朝に昆虫・野鳥・植物の観察や夜間の生態観察、星空観察等を実施することで、宿泊を前提とした体験型商品として造成する。

(2) 冬期のアウトドアアクティビティ・温泉滞在型コンテンツの造成

スノーシュー・スノートレッキングや雪遊びの体験と、星空の鑑賞などといった夜間のプログラムを組み合わせることで、2日間以上の行程で雪と静寂を活かした冬期のアウトドア体験を伴う宿泊型商品の構築を行う。

(3) コンテンツの造成以外の取組事項

造成するアウトドア体験型観光コンテンツの誘客推進及び魅力向上並びに事業継続性の確保のため、コンテンツ造成と併せ以下のイ～トについて取り組むこと。

イ 周遊導線の構築

仙台駅・仙台空港・古川駅等と、当地域内の1市4町に所在する体験フィールド及び当地域内の宿泊地とを結ぶ移動手段を整理するとともに、周遊導線を構築する。

ロ 二次交通への対応

造成するコンテンツにおける現地での移動については、陸羽東線の駅を基点としたレンタカーやレンタサイクルの利用、デマンド交通の試験的運行など、既存の交通機関にとられない移動手段を取り入れる。

ハ 地域関係者との連携・合意形成

当地域内の1市4町（行政）、観光協会、地元事業者（宿泊施設・体験事業者等）と連携し、造成するコンテンツの内容や受入体制について合意形成を図りながら進めること。特に、既存のアクティビティ事業者等の協力を得る際は、事業の目的を十分に説明し、適切な対価が支払われる仕組みとすること。また、地元の観光振興事業やアウトドアイベント等との連携により、造成するコンテンツとの相乗効果を狙う。

ニ 観光・周遊に関する情報発信、販売促進準備

WEBや紙媒体のメディアへの掲載、県・事業受託者等が運営するWEBサイトやSNSを活用することにより、大崎地域内の観光・周遊に関する情報を発信する。また、造成したコンテンツについては、次年度以降の本格販売に向け、OTA（オンライン・トラベル・エージェント）等への登録準備やプロモーション素材（写真・動画等）の整備を行うこと。

併せて、当地域の既存ファン層を活用した情報拡散（いわゆる「推し活」的な応援気運の醸成）や、有料モニターツアーへの優先案内による口コミ誘発など、ファンベースマーケティングの手法を取り入れたプロモーション策を講じること。

ホ 収益循環型の事業モデルの構築

観光関連の収益が当地域内を循環するような仕組みづくりとして、当地域内の事業者や当地域内在住のガイド・インストラクターとの契約を原則とした事業モデルを構築する。

（なお、当地域内に契約できるガイド・インストラクターがない場合は、モニターツアー等によるニーズの確認を踏まえた地域内におけるガイド・インストラクターの発掘や養成方法等を提案すること。）

ヘ 運営体制の整備

集客・販売事業者、宿泊施設、アウトドア体験事業者、ガイド・インストラクター等の役割分担を明確化し、事業の運営体制を整備する。

ト 安全管理体制の確保

アウトドアアクティビティの実施にあたっては、参加者の安全を最優先とし、ガイドラインの策定、保険への加入、緊急時の連絡体制の整備など、十分な安全管理措置を講じること。集客・販売事業者、宿泊施設、アウトドア体験事業者、ガイド・インストラクター等の役割分担を明確化し、事業の運営体制を整備する。

(4) 目標設定と効果検証

本業務の実施による成果目標（造成数、有料モニター参加者数、次年度以降の販売目標数等）を設定し、業務完了時にその達成状況を検証すること。また、モニターツアー参加者へのアンケート等を実施し、価格設定の妥当性、満足度や課題を抽出して次年度以降の改善案及び商品化計画を提示すること。

(5) 独自提案

上記に掲げる業務のほか、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案をすること。ただし、実施に要する経費は上記に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

(6) その他

イ 本業務に係る一切の費用（人件費、交通費等を含む。）は受注者が負担すること。

ロ 実施にあたっては、関係法令に抵触しないよう注意すること。特に、事業実施地が国立公園内であるときには、自然公園法をはじめとする関係法令を遵守した、実施可能な企画内容とすること。

ハ 第三者に対して許諾を得たり、確認を依頼したりする場合は、受注者で一切の手続きを行うこと。

ニ 旅行業法第3条の登録を受けた事業者であること。なお、1事業者を代表とする複数事業者による共同提案の参加の場合には、代表事業者が旅行業法第3条の登録を受けていること。

5 成果物及び業務完了報告書等の提出

本業務の完了後、速やかに実施した業務の内容を記載した報告書（任意様式）を作成し、成果物及び業務完了報告書（指定様式）と併せて発注者に提出するものとする。

なお、報告書と業務完了報告書については、紙媒体1部及び電子媒体で令和9年2月26日（金）までに提出すること。

【主な成果物】

- ・ 造成した観光コンテンツの商品概要書（ツアー行程、料金、ターゲット等）
- ・ 実施したモニターツアー等の実績報告書（参加人数、属性、アンケート結果等）
- ・ 安全管理マニュアル及び運営体制図
- ・ 広報用写真・動画データ一式
- ・ 次年度以降の販売計画書（連携体制、販売チャネル、収支計画等）

6 契約に関する条件等

(1) 著作権等

イ 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は原則として発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら又は発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

ロ 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

ハ 著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。また、予め業務のスケジュールを設定して事業を実施すること。

(2) 本業務は関係法令を遵守した企画内容とすること。

(3) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、業務完了後は速やかに実施した業務の内容を記載した報告書を作成し、業務完了報告書と併せて発注者に提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。